

令和 2 年 9 月 2 日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校
校長 松本 剛

児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルスに感染が確認された場合の 基本的な対応について

処暑の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、以下の通りに対応いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

教職員及び児童生徒に感染者が確認された場合

1 臨時休業について

- (1) 学校の全部を、3日間臨時休業とします（土日祝等の休日も含む）。
 - ・臨時休業の開始日は、判明した日の翌日からとします。
 - ・濃厚接触者が多数いる、学校運営上の体制整備に時間がある場合は、期間を延長する場合があります。
 - ・保健所の指示により、対応等が完了次第、3日を待たずに再開する場合があります。
- (2) 保健所により濃厚接触者が特定されるまでは、当該校の児童生徒は外出を控えるようにお願いします。
- (3) 濃厚接触者が特定された場合、当該児童生徒等に対しては出席停止とします。
- (4) 臨時休業期間中は教育活動（部活動含む。）の実施は不可とします。

2 判明した日の対応について

判明した時点で、登校している児童生徒がいる場合は、翌日からの臨時休業に関する連絡及び指示をした後、迎えや保護者の在宅確認等が必要な場合は行い、速やかに下校します。

児童生徒が濃厚接触者となった場合

- 1 保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して2週間、児童生徒は出席停止とします。
- 2 PCR 検査を受診し、陰性となった場合も上記のとおりとします。

同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- 1 出席停止等の対応は原則行いません。
- 2 濃厚接触者が発熱等の症状がみられる場合は、PCR 検査が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は出席停止とします。

給食の対応について

- 1 臨時休業が行われたとき
 - (1) 臨時休業期間中の給食は行いません。
 - (2) 感染が判明した日の給食の実施については、判明した時間により判断します。
 - (3) 親子給食で子側（一小・一中）の学校について、親側（四小・二中）の学校が臨時休業となった場合は、その期間は弁当持参となります。